

# ホタテ（日本産ホタテガイ）の 輸出入手続きガイドライン

2025年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
メキシコ事務所

**【免責条項】**本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

## ステップ1. 輸入業者登録

輸入業者登録 (Padrón de Importadores) は、メキシコ大蔵公債省 (SAT) のポータルサイト <https://www.sat.gob.mx/portal/public/tramites/inscribete-padrones-rfc> から行う。輸入を行う納税者の電子署名 (E.firma) を使用してアクセスする。

### 個人・法人の条件

- SAT 当局に対し、連邦納税者登録 (RFC) がなされていて、現行のものであること。
- 有効な高度電子署名 (E.firma) を有すること。
- 税務上の義務を遵守していること。
- 税務上の住所が登録されている、または確認手続き中であること。
- 通関業者を確保していること。
- 連邦租税法 (CFF) 第 69 条および第 69-B 条第 4 段落に基づき、SAT が公開する企業リストに掲載されていないこと（所在地不明、存在しない取引、義務不履行など）。ただし、第 69 条第 VI 項に定めるところは例外とする。

## ステップ2. 関税分類の特定

関税分類とは、国際的に取引される全ての商品を体系化・コード化するシステムである。その主な目的は、各製品に特定の数値コードを割り当て、それによって輸出入取引に適用される関税、税金、規制を識別しやすくなることである。

各製品について、その組成、機能、技術的特性などの詳細な説明が必要となる。

冷凍ホタテガイ (vieira) の分類コードは **0307.22.01**

部:	I	動物界に属する生きている動物および動物性生産品
類:	03	魚ならびに甲殻類、軟体動物およびその他の水棲無脊椎動物
項:	0307	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵または塩水漬けのもので、殻を除いてあるか否かを問わない）、燻製した軟体動物（殻を除いてあるか否か、または燻製する前もしくは燻製する際に加熱処理を施しているか否かを問わない）
		- ホタテガイ (vieiras)、セイヨウイタヤ (volandeiras) および、その他イタヤガイ科の軟体動物：
号:	030722	-- 冷凍したもの
細目:	03072201	冷凍したもの

加熱処理済みホタテガイ (vieira) の分類コードは **1605.52.01**

部:	IV	食品産業製品、飲料、液体アルコールおよび食酢、タバコ、製造タバコ代用品、非燃焼吸引用の製品でニコチンを含有するものも含む、人体へのニコチン吸収を目的としたその他のニコチン含有製品
類:	16	肉、魚、甲殻類、軟体動物もしくはその他の水棲無脊椎動物または昆虫類の調製品
項:	1605	甲殻類、軟体動物およびその他の水棲無脊椎動物を調製または保存処理したもの
		- 軟体動物：
号:	160552	-- ホタテガイ (vieiras)、セイヨウイタヤ (volandeiras) およびその他の軟体動物
細目:	16055201	ホタテガイ (vieiras)、セイヨウイタヤ (volandeiras) およびその他の軟体動物

### ステップ3. 関税率の確認

一般輸入税は、原産国に関わらずメキシコに輸入されるあらゆる商品に対して課される関税である。長年にわたり、輸入品に優遇税率が適用されるようこれまでに複数の貿易協定が締結されている。

#### 関税の種類

- **輸入一般関税率表 (TIGI) に定められる関税**：外国から輸入される商品に対して、国内に持ち込まれる際に適用される輸入関税。  
**適用範囲**：HS コードによる関税品目に基づいて分類された全ての商品に適用される。  
**関税率の幅**：0%～75%  
**例外**：メキシコが当事国である国際条約または政令に基づき、優遇税率が適用されることがある。
- **国境地帯および国境地域の関税**：国境地域および北部国境地帯に適用される一般輸入税を規定する政令に基づいて定められた関税である。  
**適用範囲**：前述の政令に分類された全ての商品で、仕向地が国境地帯または国境地域であるものに適用される。  
**関税率の幅**：0%～5%  
**条件**：経済省が認可した国境企業登録 (Registro de Empresa de la Frontera) を有していること。

以下の用語は次のように定義する：

**国境企業**とは、SAT が一般規則により公表する経済活動一覧の分類に基づき、レストラン、ホテル、エンターテイメント、文化、娯楽、スポーツ、教育、研究、医療、社会福祉サービスの販売または提供、動産の賃貸、企業へのサービス提供に従事する個人または法人で、北部国境地帯または国境地域に所在し、経済省によって発行された登録を有する企業を指す。

**北部国境地帯**とは、メキシコの北部国境線とそこから国内に向けて 20km の地点の平行線との間に含まれる地帯で、ソノラ州の一部地域の境界からメキシコ湾までの区間、およびソノラ州のカナネア市を含む。

**グアテマラと接する南部国境地帯**とは、メキシコの南部国境線に平行する 20km までの地帯で、ウニオン・ファレス市からスチアテ川の太平洋側河口までの区間をさし、チアパス州タパチュラ市もこの地理上の境界線内に位置する。

**国境地域**とは、バハ・カリフォルニア州、南バハ・カリフォルニア州、キンタナ・ロー州およびソノラ州の一部地域、ならびにグアテマラと接する南部国境地帯およびソノラ州カボルカ市、チアパス州コミタン・デ・ドミンゲス市、オアハカ州サリナ・クルス市、タバスコ州テノスケ市を指す。

**ソノラ州の一部地域**とは、以下の範囲を指す。北側は、国境線上の現在のコロラド川からソノイタの西 10km に位置する国境線上の地点まで、そこからペニャスコの東 10km に位置する海岸

に至るまでの直線を境界とし、その地点からコロラド川の流れに沿って北上し、国境線に至るまでの地域を指す。

### 関税選択

支払うべき関税がどれかを知るためには、まず対象製品に対する最も有利な貿易協定を選ぶ必要がある。日本とメキシコの二国間貿易は、2つの貿易協定によって規定されている。

1. 日本メキシコ経済連携協定（日墨 EPA） 二国間自由貿易協定

**適用範囲**：本協定のいずれかの締約国を原産とする全ての商品に適用される。

2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP または TIPAT—英語の略語による）

12 の経済圏が共有する協定（オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム、英国）

**適用範囲**：本協定のいずれかの締約国を原産とする全ての商品に適用される。

**条件**：原産地証明書の取得が義務付けられており、その有効期間は発行日から 1 年間。生産者、輸出者または輸入者が発行できる。

### 冷凍ホタテガイ (vieiras) 0307.22.01

日墨 EPA のもとで関税分類 0307.22.01 の冷凍ホタテガイ (vieiras) を輸入する場合の関税：除外対象の関税率。つまり、本協定においてはこの関税項目が除外されているため、輸出入一般関税率表 (TIGIE) に定められる関税が適用される (15%)。

CPTPP のもとで関税分類 0307.22.01 の冷凍ホタテガイ (vieiras) を輸入する場合の関税：2025 年は 4%、2026 年 2%、2027 年以降は 0%。

### 冷凍ホタテガイ 0307.22.01 原産国：日本

数量単位: Kg	関税率	付加価値税 (IVA)	国境地帯および国境地域	チェトゥマル国境地域	生産・サービス特別税 (IEPS)
輸入	15%	Ex.* 免税 0%	国境措置 免税 0%	チェトゥマル措置 免税 0%	-
輸出	Ex.	0%			

## 加熱処理済みホタテガイ (vieiras) 1605.52.01

日墨 EPA のもとで 1605.52.01 項の加熱処理済みホタテガイ (vieiras) を輸入する場合の関税：関税率は 0%。

CPTPP のもとで 1605.52.01 項の加熱処理済みホタテガイ (vieiras) を輸入する場合の関税：2025 年は 4%、2026 年 2%、2027 年以降は 0%。

### 加熱処理済みホタテガイ 1605.52.01 原産国：日本

			国境地帯および 国境地域	チェトゥマル国 境地域	
数量単位: Kg	輸入一般関税率 表 (TIGI) の関 税率	付加価値税 (IVA)	関税率	関税率	生産・サービス 特別税 (IEPS)
輸入	20%	Ex.* 免税 0%	国境措置 免税 0%	チェトゥマル措 置 免税 0%	-
輸出	Ex.	0%			

**CPTPP 措置：**オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、**日本**、マレーシア、ニュージーランド、ペルー、シンガポールを原産国とする本商品の輸入は、各年の当該欄に記載された特恵関税の対象となり、2027 年 1 月 1 日以降は無税となる。

		各年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの関税率				
2022 年 12 月 12 日から 31 日まで		2023 年	2024 年	2025 年	2026 年	2027 年以降
10		8	6	4	2	0

関税分類 0307.22.01 の冷凍ホタテガイを輸入する場合、以下の関税を支払うことになるため、CPTPP のもとで輸入する方が良い。

一般輸入税 (IGI) : 4% であるが、輸入業者が国境企業として登録されている場合 0% まで下がる。

付加価値税 (IVA) : 0%

生産サービス特別税 (IEPS) : -

関税分類 1605.52.01 の加熱処理済みホタテガイを輸入する場合、以下の関税を支払うことになるため、日墨 EPA のもとで輸入する方が良い。

一般輸入税 (IGI) : 0%

付加価値税 (IVA) : 0%

生産サービス特別税 (IEPS) : -

注記：生産・サービス特別税(IEPS)法の第1条と第2条。生産・サービス特別税(IEPS)は、A) アルコール飲料およびビール、B) アルコール、変性アルコール、未結晶蜂蜜、C) タバコ、D) ガソリン、E) ディーゼル、F) エネルギー飲料、およびエネルギー飲料を調製するための濃縮物、粉末、シロップ、25% G) 香料飲料；フレーバーの濃縮物、粉末、シロップ、エッセンスまたは抽出物であって、希釈することによりフレーバー飲料を得ることができるもの、およびフレーバー飲料を調製するためのシロップまたは濃縮物であって、自動機器、電気機器、または機械機器を使用してオープン容器で販売されるもの、I) 農薬、J) 以下のような非基本食品

- 1) スナック菓子、2. 菓子類、3. チョコレートなどのカカオ製品、4. カスタード、プリン、5. 果物・野菜菓子、6. ピーナッツとヘーゼルナッツのスプレッド、7. ミルク菓子、8. シリアルベースの調理済み食品、9. アイスクリーム、アイスキャンディー

ホタテはこれらの品目のいずれにも該当しないため、IEPSは適用されない。

### 一般関税率

商品	分類コード	一般輸入税 (IGI)	国境地域	日墨 EPA	CPTPP	付加価値 税 (IVA)
冷凍ホタテガイ	0307.22.01	15%	国境地域免除 0%	除外(一般 関税 IGI 15%が適用)	4% 2025年	適用除外 0%
加熱処理済 みホタテガイ	1605.52.01	20%	国境地域免除 0%	0%	4% 2025年	適用除外 0%

注記：この前提のもと、冷凍ホタテガイは国境令またはCPTPPで、加熱処理済みホタテガイは国境または日墨EPAで輸入することが推奨される。

CPTPP協定のもとで輸入するためには、特恵関税待遇の申請の根拠となる、協定付属書3-Bに従った原産地証明書を作成する必要がある。これには、以下の要素が含まれていなければならない。

#### 1. 輸入者、輸出者または生産者による原産地証明

証明を行う者が輸出者、生産者または輸入者のいずれであるかを明記すること。

#### 2. 証明者

証明者の氏名、住所（国名を含む）、電話番号、電子メールアドレスを記載すること。

#### 3. 輸出者

証明者と異なる場合、輸出者の氏名、住所（国名を含む）、電子メールアドレス、電話番号を記載すること。ただし、生産者が原産地証明書を記入し輸出者を特定できない場合、この情報の記載は不要とする。輸出者の住所は、CPTPP加盟国における商品の輸出地であること。

#### 4. 生産者

証明者または輸出者と異なる場合、生産者の氏名、住所（国名を含む）、電子メールアドレス、電話番号を記載すること。複数の生産者がいる場合は「複数」と記載するか、生産者リストを提示すること。この情報を機密としたい場合、「輸入国当局の要求に応じて提供可能」と記載することもできる。生産者の住所はCPTPP加盟国における商品の生産地であること。

## 5. 輸入者

判明している場合は、輸入者の氏名、住所、電子メールアドレス、電話番号を記載すること。  
輸入者の住所は CPTPP 加盟国に所在するものであること。

## 6. 商品の品名および関税分類

- (a) 商品の品名および 6 行の関税分類を記載すること。品名は、証明の対象となる商品と関連付けるのに十分なものでなければならぬ。
- (b) 原産地証明が付された商品の単独の出荷を対象とする場合、輸出に関連する請求書番号が分かれば、これを記載すること。

## 7. 原産地基準

CPTPP の第 3 章原産地規則と原産地関連手続きによると、第 3.1 条から第 3.3 条では、当該商品を適格とみなす根拠となる原産地規則が明記されていなければならない。

(a) 第 3.3 条（完全に、取得されたまたは生産された商品）に規定されているとおり、一つまたは複数の締約国の領域において全て取得された、または完全に生産された商品。ある商品が 1 つまたは複数の締約国の領域において全て取得されたまたは完全に生産されたとは、以下に該当する場合をいう。

- (a) 当該領域で生育、栽培、収穫、採取または採集された植物または植物由来の製品
- (b) 当該領域で出生し飼育された生きている動物
- (c) 当該領域で生きている動物から得られた商品
- (d) 当該領域で行われた狩猟、罠猟、漁労、採集または捕獲から得られた動物
- (e) 当該領域で行われた養殖から得られた商品
- (f) 上記(a)～(e)に該当しない鉱物またはその他の天然由来の物質で、当該領域で採掘または取得されたもの。
- (g) 締約国の領域外の海洋、海底またはその地下で取得された魚類、甲殻類、その他の海洋生物で、国際法に従い非締約国(1)の領海外で締約国に登録・記載・船籍登録されて当該国の旗を掲げる権利を有する船舶によって取得されたもの。
- (h) 締約国において登録され、上場され、又は登録され、かつ、当該締約国の国旗を掲揚する権利を有する工場船で製造された船舶の船上で(g)に掲げる商品から製造される商品。
- (i) 締約国の領域外の海底又は海底土であって、締約国以外の国が管轄権を行使する地域を超えて、締約国又は締約国の者が国際法に従って当該海底又は海底土を利用する権利を有するものから、締約国又は締約国の者が取得する魚類、甲殻類及びその他の海洋生物以外の商品；
- (j) 次の物品：
  - (i) その生産に由来する廃棄物又はくず。
  - (ii) そこで回収された使用済みの物品から生じた廃棄物又はくず（ただし、当該物品が原料の回収にのみ適している場合に限る。）
- (k) (a)から(j)までに掲げる物品またはその派生物のみから専らそこで生産される物品。  
**0307.22.01 項目の冷凍 vieira (ホタテガイ) と 1605.52.01 項目の加熱処理済み vieira (ホタテガイ) の場合、上記 (b) 項に該当する。**

## **8. 対象期間**

証明が最長 12 ヶ月の特定期間にわたる同一商品の複数回の出荷を対象としている場合、その期間を記載すること。

## **9. 署名および日付**

証明には、証明者が署名して日付を記入し、以下の宣誓文を添付すること。

「本書に記載された商品は原産品としての要件を満たしており、本書にある情報は真実かつ正確であることを証明する。本書の記載内容を証明する責任を負うとともに、本証明を裏付けるために必要な書類を保管し、要求があった場合には提出すること、並びに検証訪問の際にはこれを提供することを約束する。」

日墨 EPA に基づく輸入の場合、原産地を証明する方法は 2 つある：

(a) 原産地証明書：その目的は、一方の締約国から他方の締約国へ輸出される商品が原産品として適格であることを証明することである。

- 原産地証明書は、輸出者又は輸出者の責任においてその委任を受けた代理人の書面による請求により、輸出締約国の権限のある政府当局が発行する。
- 原産地証明書は、発行の際、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定する者が押印し、かつ、署名するものとします。
- 原産地証明書は、英語で記入しなければならない。原産地証明書が英語で記入されていない場合には、輸入締約国の公用語への翻訳文を添付しなければならない。原産地証明書が英語で記入されている場合、スペイン語又は日本語への翻訳文は必要ない。
- 要件を満たし、かつ、一回の貨物の輸入を対象とする有効な原産地証明書は、原産地証明書の発行日から 1 年間、又は両締約国が合意するその他の期間、輸入締約国の税関当局に受理されるものとする。

(b) 原産地申告書：

- 原産地申告書は、原産地申告書に記載される承認輸出者のみが作成することができる。
- 輸出締約国の権限のある政府当局は、原産地申告書を作成する権限を与えるために、輸出締約国の輸出業者に承認輸出業者の地位を与えることができる。
- 輸出締約国の権限のある政府当局は、承認輸出業者に原産地申告書に記載される承認番号を付与する。
- 有効な原産地申告書は、申告書が作成された日から 1 年間又は締約国が合意するその他の期間、輸入締約国の税関当局により受理される。

## ステップ4. 非関税規制の確認

### 関税品目コード 0307.22.01 冷凍ホタテガイ

輸入時

1. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）の附属書に掲載されている種である場合、CITES の許可証または証明書、または環境天然資源省（SEMARNAT）の承認および環境保護連邦検察庁（PROFEPA）による検証（附属書 I の a 項）。（CITES 附属書または NOM-59-SEMARNAT-2010 に掲載されている種のみ。要件および制度については条約の第 3 条に、検証は第 7 条に、許可証または証明書の発行とその伝達は第 8 条に規定されている。）

この場合、ホタテ (*Mizuhopecten yessoensis*) は附属書に記載されていないため、CITES 証明書は不要である。

2. **NOM-051-SCFI/SSA1-2010** 品質インフラ法。非関税規制（RRNA）（輸入者は、貿易法に係る経済省の規則基準の規則 2.4.8 の第 2 段落に規定された選択肢のいずれかを選択できる。）
3. 連邦衛生リスク対策委員会（COFEPRIS）の事前衛生許可（人間の食用またはそのための食品産業における加工に使用することを目的とし、かつ、確定輸入、一時輸入、保税倉庫のいずれかの通関制度に該当する場合のみ適用する。）

### 関税品目コード 1605.52.01 加熱処理済みホタテガイ

1. **NOM-051-SCFI/SSA1-2010** 品質インフラ法。非関税規制（RRNA）（輸入者は、貿易法に係る経済省の規則基準の規則 2.4.8 の第 2 段落に規定された選択肢のいずれかを選択できる。）
2. 連邦衛生リスク対策委員会（COFEPRIS）の事前衛生許可（人間の食用またはそのための食品産業における加工に使用することを目的とし、かつ、確定輸入、一時輸入、保税倉庫のいずれかの通関制度に該当する場合のみ適用する。）

輸出時

CITES の附属書に掲載されている種である場合、CITES の許可証または証明書、または環境天然資源省（SEMARNAT）の承認および環境保護連邦検察庁（PROFEPA）による検証（附属書 I の a 項）。（CITES 附属書または NOM-59-SEMARNAT-2010 に掲載されている種のみ。要件および規制については条約の第 3 条に、検証は第 7 条に、許可証または証明書の発行とその伝達は第 8 条に規定されている。）ホタテガイについては適用されない。

## ステップ5. 衛生要件の遵守

これらの許可は通関時に提出しなければならいため、メキシコへの輸入前に取得する必要がある。

**NOM-051-SCFI/SSA1-2010**  
**包装済み食品および非アルコール飲料のラベル表示の一般的な仕様**  
**通商・衛生情報**

**適用範囲：**個別に販売される商品

**遵守義務のある者：**輸入業者

**管轄当局：**経済省

**原産地における遵守項目：**NOM（メキシコ公式規格）に定められる項目を遵守し原産地でラベル表示する。

**メキシコにおける遵守項目：**商品の到着する5日前に経済省に通知する。

**メキシコにおけるラベル検証部隊（UVE）の検証：**商品の通関後40暦日以内。

**提示方法：**経済省のポータルサイト

**検査機関一覧：**<https://catalogo.consultaema.mx:75/busqueda-unidades-inspeccion>

本メキシコ公式規格（NOM）は、国内外で製造されて国内市場で販売される包装済み製品について、最終消費者に向けてラベル表示に記載すべき通商・衛生情報を定めるとともに、この情報の特性を規定しフロントラベル表示システムを確立することを目的とする。同システムは、重要な栄養成分や過剰に摂取すると健康リスクをもたらす成分について、明確かつ正確に知らせることを義務付けるものとする。

本メキシコ公式規格（NOM）は以下には適用されない。

- a) 特定のNOMに記載される通商・衛生情報の規定の対象であり本NOMを準拠規格として参照しない、あるいは、その他の現行連邦規制において本NOMへの準拠を明確に除外されている包装済み食品および非アルコール飲料。
- b) ばら積みの食品、非アルコール飲料
- c) 販売拠点で包装される食品、非アルコール飲料
- d) 管轄当局がその権限に基づき決定するその他の製品

**ばら積み商品：**

あらゆる種類の容器に入れられ、その内容量が一定ではなく、販売時に消費者の面前で計量、計数、計測しなければならない製品。

NOM-051-SCFI/SSA1-2010によるばら積み製品の定義：「販売に先立って事前に包装されていないことから、消費者の面前で計量、計測、計数しなくてはならない製品」

重量には依存しない。製品が原産地から最終消費者に販売される準備ができている場合、ばら積みではない。加工され、最終消費者に販売するために原産地から送られる場合は、ばら積みである。

注記：ばら積み商品の輸入には、本NOMは適用されない。

## 消費者に直接販売する形態で輸入する場合のメキシコ公式規格（NOM）の履行方法

- 原産地でのラベル表示：**商品は、該当する通商・衛生情報の規格に準拠し、原産地でラベル表示を施した状態で輸入される。この表示は税関当局による検査の対象となる。ラベルには検査機関（UI）が発行した証明書を添付することができる。

原産地でのラベル表示は日本語とスペイン語で作成すべきこと。スペイン語のラベルの例を以下に示す（ラベルは各製品に応じてカスタマイズされ、検査機関（UI）によって検証されなければならないことに留意）。

ラベル	
Nombre del producto / 製品名	Hotate (Mizuhopecten yessoensis) / ホタテ (Mizuhopecten yessoensis)
País de origen / 原産国	Japón / 日本
Fecha de consumo preferente / 賞味期限	DD/MM/YYYY
Fecha de manufactura o envasado / 製造年月日又は容器詰め年月日	DD/MM/YYYY
Lote / ロット番号	08652340
Fabricante / 製造者	Japan Co. Ltd
Dirección del fabricante / 製造元住所	xxxxxxxxxxxxxx
Instrucción de conservación / 保管方法の指示	Mantener congelado a -18°C / -18°Cにて冷凍保存のこと
Importado por / 輸入業者	México, S. de R.L. De C.V.
Dirección de importador / 輸入業者の住所	xxxxxxxxxxxxxx
Destino Final / 最終仕向け先	Bodega de México, S. de R.L. De C.V.

### 2. 国内でのラベル表示：

- 一般保税倉庫（AGD）にて実施
- 特定の住所地にて実施

注記：国内で実施する場合、いずれの場合においても、検査機関（UI）が輸入前に情報を送付しなければならない。

- 一般保税倉庫（AGD）において実施

商品を保税倉庫制度にあてる場合、いずれかの倉庫（AGD）においてラベル表示の要件を満たすことができる。

右の内容を実行すること。輸入申告書に一般保税倉庫（AGD）との契約書のコピーを添付し、以下の事項を記載する：名称、商品を保管する倉庫の住所、RFC（納税

者登録番号)、倉庫認定コード。輸入申告書に契約番号を記載すること。一般保税倉庫 (AGD) にてラベル表示の要件を満たすこと。

b. 特定の住所地において実施

輸入した商品を特定の住所地へ輸送し、検査機関 (UI) がラベル表示適合性の確認を行う。

右の条件を満たす必要がある：輸入業者登録簿に登録されていて 2 年以上の活動実績があること。取引日より遡る 12 ヶ月間に 10 万米ドル相当の商品を輸入していること。

輸入申告書に検査機関 (UI) 地との契約書のコピーを添付し、以下を明記する。

契約番号 (申告書に記載すること)

UI の識別コード

検証予定日

商品の所在地住所

注記：ラベル表示は最大 40 曆日以内に実施しなければならない。

検証機関一覧：<https://catalogo.consultaema.mx:75/busqueda-unidades-inspeccion>

**ラベル承認までの期間：**商品の通関手続きの翌日から起算して 40 曆日以内に、認定・承認された検証機関または検査機関は、NOM 適合性の検証結果、または検査の確認結果を経済省 (SE) へ通知しなければならない。通知はデジタル窓口 (Ventanilla Digital) を通じて、あるいは国家貿易統合システム (SNICE) がかかる目的のために定めた Excel の様式を用いて行う。

注記：NOM-051 は、原産地で包装された最終包装の状態で一般消費者に直接販売される製品に適用される。レストランチェーン、ホテル、魚介類卸売業者に向けて、卸売用の箱詰めでばら積み販売される製品には適用されない。

加工目的あるいはマキラ生産のために輸入され、そこで最終製品が生成される場合、ラベル表示は仕向国の規格に準拠しなければならない。

## 連邦衛生リスク対策委員会（COFEPRIS）の衛生許可

**手続き**：製品輸入のための事前衛生許可。

**適用範囲**：人間の食用、またはそのための食品産業における加工で使用することを目的とし、かつ、確定輸入、一時輸入、保税倉庫のいずれかの通関制度に該当する場合のみ適用する。

**管轄当局**：連邦衛生リスク対策委員会（COFEPRIS）

**当局の発行に要する時間**：5～6 営業日

**申請時期**：到着の 10 日前

**申請方法**：デジタル窓口（VUCEM）

**手数料支払い**：\$6,784 m.n.（メキシコペソ）

**許可期間**：30 曆日

**管理手数料**：コンテナ 1 本につき 600 ドル（輸入契約会社への支払い例）

### **許可申請の要件**

1. 日本の衛生当局が発行する衛生証明書。当該製品は日本原産かつ日本から発送したものでなければならない。<https://www.maff.go.jp/index.html>。申請と検査に要する期間は、検査官、原産地、種、仕向地によって異なり、日本の農林水産省によって決定される。
2. 登録検査機関が発行したコレラ菌（*Vibrio Cholerae*）分析検査結果（責任者の署名・氏名および押印が必要）。日本のホタテ生産者は、HACCP（危害要因分析重要管理点）を遵守しており、販売および輸出する製品の定期的な生化学分析を行っている。国際的な独立検査機関による分析が実施されており、SGS またはビューローベリタス（Bureau Veritas）による分析が推奨される。
3. 輸出者と輸入者の税務情報、インコタームズ、単位、単価、運賃、パッキングリストを含む商業インボイス。
4. 製品のオリジナルラベル（日本語）。日本からメキシコへの輸出ラベル。
5. メキシコ向けの二次ラベル例は、メキシコの輸入検査用ラベルに対応。
6. 製品がメキシコにおいて小売販売される場合は、ラベル表示に関する規制 NOM-251-SSA-2009（食品・飲料・食糧サプリメントの加工プロセスの衛生規範）および NOM-242-SSA1-2009（製品とサービス、生鮮・冷蔵・冷凍・加工した魚類製品）を遵守しなければならない。

衛生仕様と試験方法。以下は一例。

### **Etiqueta para Venta a Granel**

**Nombre del Producto:**

Camarón Blanco (*Litopenaeus vannamei*) Fresco

**Contenido Neto:**

Venta a granel (peso variable).

**Fecha de Captura/Producción:**

DD/MM/AAAA

**Fecha de Caducidad/Consumo Preferente:**

DD/MM/AAAA

**Condiciones de Conservación:**

Mantener refrigerado a 4°C o congelado a -18°C.

**Origen:**

Proveniente del Golfo de México / Océano Pacífico (especificar zona).

**Nombre y Dirección del Proveedor:**

Mariscos del Pacífico S.A. de C.V.

Av. Insurgentes #123, Mazatlán, Sinaloa, México.

**Número de Lote:**

L-XXXXXX

**Modo de Uso:**

Conservar en refrigeración y consumir antes de la fecha indicada. Cocinar completamente antes de ingerir.

**Leyendas Sanitarias:**

"El consumo de productos crudos puede representar un riesgo para la salud."

"Mantener la cadena de frío para preservar la calidad del producto."

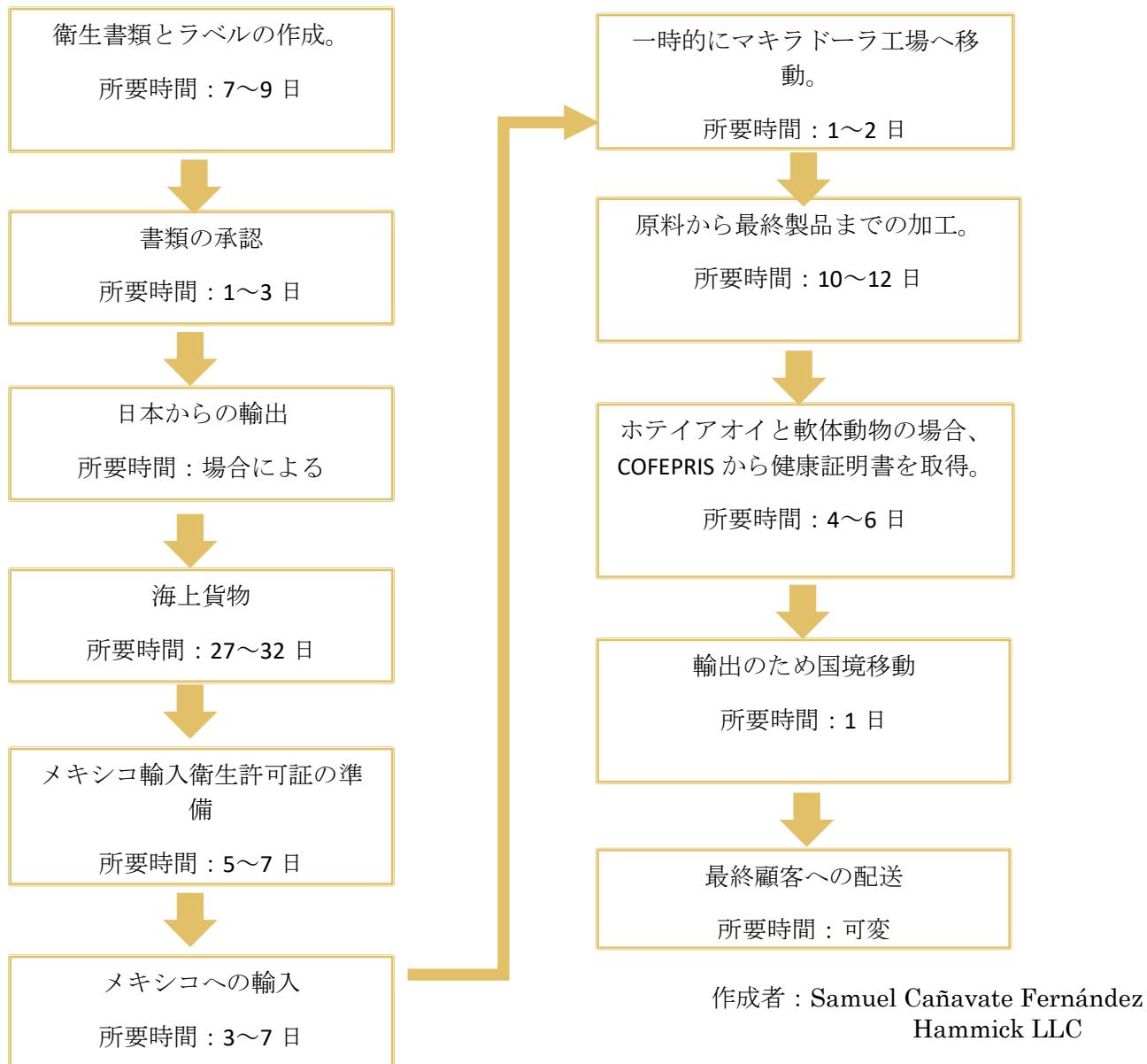
**Registro Sanitario:**



Número de autorización COFEPRIS/SENASICA: XXXXXXX

7. 輸入される製品がマキラ工程のみでメキシコに入国し、最終目的地が米国の場合、上記で説明した NOM 051 の表示のみに従わなければならない。
8. 輸入する製品は人間の食用である旨の申告。これは、日本の農林水産省が発行する衛生証明書に明記される。
9. 輸入企業の営業通知、法定代理人の納税者登録番号 (RFC) と住民識別唯一コード (CURP)。商社を利用する場合、輸入インボイスは当該商社宛てに作成し、輸入は商社の名義となり各種許可も商社名義となる。通関が完了したら商社はメキシコの企業にその情報を引き渡す。
10. 輸入許可証の取得に要する期間： 5~6 営業日
11. 許可証は、貨物が港に到着する 10 日前に申請する。

フローチャート:



作成者 : Samuel Cañavate Fernández  
Hammick LLC

## 米国向け輸出の要件

### 1. ホタテガイの輸出 :

- ホタテガイまたはその他の軟体動物もしくは二枚貝の場合、輸出を担当するメキシコのマキラドーラまたは貿易工場は、メキシコ連邦衛生リスク対策委員会（COFEPRIS）による衛生適正管理の認証を取得し、アメリカ食品医薬品局（USFDA）に登録されていなければならない。この登録は輸出前に行われ、COFEPRISからの回答期間は 5 日、有効期間は 1 年間である。
- マキラドーラまたは商社が COFEPRIS 証明書を申請する。
- 検査のため、輸出の 5 日前までに申請する必要あり。
- アメリカ合衆国向けメキシコ連邦衛生リスク対策委員会（COFEPRIS）による衛生証明書の発行
- 商業インボイスおよびパッキングリスト
- 英語でのラベル表示
- 輸出する製品の物理的検査を行うため、このプロセスはマキラドーラ工場が実施しなければならない。

米国の関税率に準拠 :

冷凍ホタテガイ (vieira) の関税分類コード :

0307.22.0000

加熱処理済みホタテガイ (vieira) の関税分類コード :

1605.52.0500 魚肉を含む製品；調理済み食品 kg 免除 1/1

1605.52.6000 その他 kg 免除 1/

## 米国の輸入要件

輸入要件は食品医薬品局 (FDA) に送付され、情報は次のリンクから入手できる。

<https://www.fda.gov/international-programs/cooperative-arrangements/fda-cofepris-mexico-statement-cooperation-regarding-molluscan-shellfish>.

\*FDA

パッケージおよびラベルの写真、または製品の外観写真

輸出者と異なる場合、生産者の FDA 番号

- 学名 :
- 商品の説明 :
- 用途 :
- 原産地 (国／州) :
- 仕向地 :

米国では、冷凍ホタテガイ (0307.22.0000) に対する一般関税 (IGI) は免税である。加熱処理済みホタテガイ (1605.52.0500 または 1605.52.6000) に対する一般関税 (IGI) は免除される。

商品	<u>関税率表(HTS)</u>	一般関税 (IGI)
冷凍ホタテガイ	0307.22.0000	免除
加熱処理済みホタテガイ	1605.52.0500 1605.52.6000	免除

注記：この調査の所要時間は、FDA の処理状況に左右される。  
輸出者と輸入者の税務関連書類はアメリカの通関業者が要求する。

一般的には以下の通りである。

- ✓ 輸入保証金（米国では輸出者が負担。年間または1回ごとの保証が可能だが、政府機関によって規制されている製品の種類のため、年間保証書（手数料410米ドル）が推奨。輸出者がアメリカのブローカーを通して手続きを行う。）
- ✓ 税務状況証明書
- ✓ 企業の所在地証明書
- ✓ 米国の通関業者オフィスにて、通関委任状の記入と署名
- ✓ 法定代理人：代表権を証明する定款およびその他の書類
- ✓ 身分証明書2点 – 通関委任状の署名のための来訪時に必要
- ✓ 安全保障に関する CTPAT 様式の記入（全ての米国税關に適用されるサプライチェーン・セキュリティ認証。ブローカーから要求される場合もあれば、要求されない場合もある。）